

PFI 事業等検討委員会規約

(目的)

第1条 十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）が新たな一般廃棄物中間処理施設整備を進めるため、PFI 事業等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催する。

(委員体制)

第2条 検討委員会は、十勝管内19市町村のごみ担当課長、十勝圏複合事務組合総務課長及びくりりんセンター所長で組織する。

(委員会)

第3条 検討委員会はくりりんセンターの所長が召集し、議長となる。

2 議長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

3 議長が必要と認めるときは、有識者等に出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

4 会議は非公開とする。

(庶務)

第4条 検討委員会の庶務は、くりりんセンターにおいて行う。

(その他)

第5条 この規約に定めのあるもののほか、検討委員会に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、令和4年6月8日から施行する。